

登 記

- ・国民の皆様の財産や権利を公示し、安全で円滑な取引に寄与しています。

．．．．．不動産登記．．．．．

【法務局】には

土地や建物などの不動産登記簿（登記ファイル）が保管されています。

【登記簿（登記ファイル）】には

権利を有する者が、だれにでもその権利を主張できるように、また、安全で円滑な取引をはかる目的で、皆様の大切な財産である土地や建物についての情報が記録されています。

【閲覧と謄本】

土地や建物の所在・面積・所有者の住所氏名・その不動産に関する担保などの権利関係の情報を記録し、広く社会一般の人が利用できるように、登記簿の内容を見たり（閲覧、コンピュータ庁では要約書の発行）、証明書（登記簿の謄本や抄本、コンピュータ庁では登記事項証明書）を交付しています。

なお、各種図面についても同様です。

【手数料】

証明書（登記簿の謄本や抄本） 1通 →→→→→ 600円

登記簿の閲覧（1筆）・図面の写し（1筆） →→→ 450円

【登記識別情報】

所有権の登記が完了すると、登記識別情報が通知されます。これは、従前の「登記済証（権利書）」に代わるものです。

今後の登記申請に必要ですから大切に保管されることが必要です。

なお、紛失されても再発行はできません。

……商業法人登記……

【法務局】には

会社及びその他の法人の商業・法人登記簿（登記ファイル）が保管されています。

【商業・法人登記簿】には

会社との取引の安全を図る目的で、会社の商号や本店、役員などのその会社に関するいくつかの情報が記録されています。

【閲覧と謄本・証明】

不動産登記と同様に、登記簿の閲覧（コンピュータ庁では要約書の発行）、証明書（登記簿の謄本や抄本、コンピュータ庁では登記事項証明書）や会社の代表者の印鑑証明書を交付しています。

【手数料】

登記簿の閲覧（1法人）・印鑑証明書（1通） →→→→ 450円

証明書（登記簿の謄本や抄本）1通 →→→→→→→→ 600円

【商業・法人の種類】

これまでは、会社の種類として株式会社・有限会社・合名会社・合資会社がありました。平成18年5月1日から、「株式会社・合同会社・合資会社・合名会社」になりました。ただし、同日以前に設立している有限会社については、特例有限会社として存続することができます。

また、合名会社・合資会社については、種類の変更により、合同会社に変更することもできます。

法人登記については、財団法人・社団法人・宗教法人・医療法人・社会福祉法人や農業協同組合などの各種法人に関する登記事務を取り扱っています。

【商業法人登記の管轄】

現在、岐阜県内の商業・法人登記については、商業法人登記の集中化により支局・出張所から本局に移管され、岐阜地方法務局法人登記部門において取り扱っています（ただし、証明書（謄抄本）や印鑑証明書の発行についての取扱いに変更はありません。）。

オンラインを利用した各種手続について

【オンラインで登記を申請する場合】

本人又は代理人が、自宅や事務所のP C（インターネットに接続したパソコン）から、登記をオンラインで申請することができます。

オンラインで申請する場合は、法務省のH P（不動産登記は <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji72.html>，商業法人登記は <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>）から必要なソフトをダウンロードして、事前に準備する必要があります。

【オンラインで登記事項証明書を請求する場合】

全国全ての登記所（平成20年6月17日現在）では、インターネットを利用してオンラインで登記事項証明書を請求することができます。

オンラインで請求された登記事項証明書は、郵送でお届けします。

オンラインで請求する場合は、法務省のH P（不動産登記は <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji73.html>，商業法人登記は <http://www.moj.go.jp/MINJI/minji71.html>）から必要なソフトをダウンロードして、事前に準備する必要があります。

オンラインで登記事項証明書を請求する場合の手数料が改定されました。
オンライン請求（送付で受領500円，窓口交付で受領480円）

【オンラインで登記情報を確認する場合】

全国全ての登記所（平成20年6月17日現在）の登記情報を、インターネットを利用して、自宅や事務所のパソコンで確認または印刷することができます。

オンラインで請求する場合は、（財）民事法務協会のH P から必要なソフトをダウンロードして、事前に準備してください。

平成25年4月1日から、オンラインで登記情報を確認する場合の手数料が改定されました。

全部事項情報 397円 → 337円

（登記事項証明書とは違いますので、お間違えにならないようお願いいたします。

登記情報交換サービスについて

「登記情報交換サービス」により、コンピュータ化された登記所間において、土地・建物の登記事項証明書又は商業・法人に関する登記事項証明書及び印鑑証明書がどこの登記所の管轄であっても、すべての登記所に対して請求することができます。

このサービスにより、例えば、東京の土地の登記事項証明書を、美濃加茂支局で受け取ることができます。

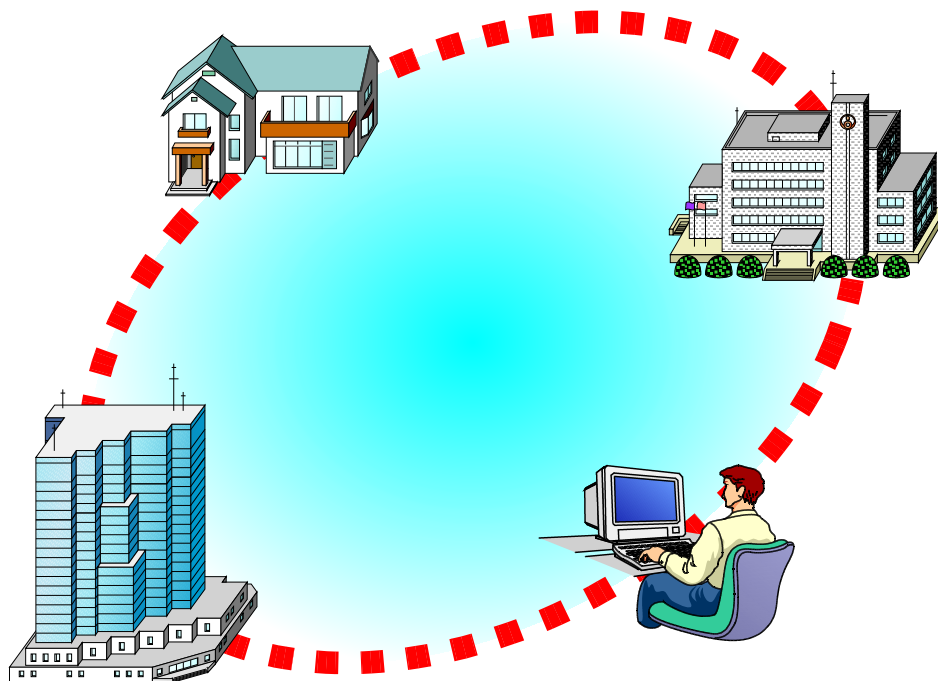
登記事項証明書を請求しようとする土地・建物の所在（〇市〇町〇丁目〇番地）と地番・家屋番号等をあらかじめ調べておいてください。

なお、土地・建物の地番・家屋番号は、いわゆる住居表示と一致しないことが多いので、正しい地番・家屋番号を、登記済証（いわゆる権利証）や登記所備付けの地図又は市区町村役場等で確認してください。

各法務局の管轄については、法務局ホームページ内の管轄の御案内

『http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/kankatsu_index.html』

にて御確認ください。



供 託

・地代や家賃を預かります。

・・・地代や家賃を預かる弁済供託・・・

他人から土地や建物を借りている人は、下記の①～④の事由がある場合に、法務局（供託所）に地代や家賃を預ける（供託する）ことによって、借賃を払ったと同じ法律効果を与えるのが、「供託」という制度です。

- ① 家賃の値上げや建物の明渡し要求などの理由で家賃の受領を拒否された場合
- ② 家主と争いが続いていて、あらかじめ家賃の受領を拒否され、家賃を提供しても受け取ってもらえないことが明らかな場合
- ③ 家主が行方不明の場合
- ④ 家主であると称する複数の者から家賃の支払い請求を受け、いずれの者に支払ってよいか分からない場合、又は家主が死亡し、その相続人が誰であるか不明の場合

・・・供託の申請に必要なもの・・・

- ① 供 託 書 →→ 法務局に備えてあります。
- ② 供託通知書 →→ 地主等に供託したことを伝えるための通知です。
法務局に備えてあります。
- ③ 資格証明書 →→ 供託者が会社・法人の場合に必要です。
作成後3か月以内のものに限ります。ただし、供託所と当該資格を証明すべき登記所が同一である場合は、省略できます。
- ④ 委 任 状 →→ 代理人によって供託する場合に必要です。

⑤ 供託金 →→ 契約金額を供託書に記載します。地代等の値上げで話し合いがつかないために供託する場合には、相当と思われる額となります。

供託される方に、銀行の供託金専用口座に払い込んでいただきます。

⑥ 郵便切手 →→ 供託通知書を発送する場合に必要です。

……供託する場所……

地代・家賃の供託は債務履行地、すなわち契約によって定められている地代・家賃の支払場所の法務局（供託所）となります。

支払場所に供託所がない場合は、支払場所の属する県内における最寄りの供託所に供託しなければなりません。

供託には一定の様式が定められていて、その用紙は供託所に備え付けてあります。記載方法や具体的な手続等については、供託所の窓口でお尋ね下さい。

……その他の供託……

【保証供託】

担保のためにする供託（裁判上、営業上、税法上）

【執行供託】

強制執行のためにする供託

（民事執行手続「強制執行、保全執行、滞納処分等」）

【没収供託】

選挙に立候補するために行う供託

【保管供託】

目的物の散逸を防止するために、供託物そのものの保全を目的とする供託

戸 籍

・ 人の登録と証明

【戸籍とは】

人が生まれてから死ぬまでの身分事項（婚姻や出生など）を記録しておくものが「戸籍」です。

この「戸籍」によって、日本国民は、自分の身分関係や親族関係を証明することができます。同時に「日本国民」であることを証明するものでもあります。

【法務局での戸籍事務の役割】

皆さんの中には、戸籍事務は市・区役所や町村役場だけで取り扱っていると思われる方も多いことでしょう。

しかし、実際には全国で統一的な取扱いをする必要から、国の機関である法務局が、市区町村役場の戸籍事務について「助言」を行っています。

また、市区町村役場に提出し、受理された出生届などの「届書類」は、法務局に送られてきます。

これらの届書や戸籍の副本を保管・管理するのも法務局の業務なのです。

【国籍事務】

帰化事務：日本国民でない人は、帰化の申請によって、日本国籍を取得することができます。

帰化は、法務大臣の許可を得なければなりません。

国籍取得：日本国民でない人で、国籍法に定める一定の条件を備えている人は、法務大臣に届け出ることによって、日本国籍を取得することができます。

国籍選択：国の国籍と日本の国籍を有する人（重国籍者）は、22歳に達するまでに（20歳に達した後に重国籍になった場合は、重国籍になったときから2年以内）、どちらかの国の国籍を選択する必要があります。

成年後見制度

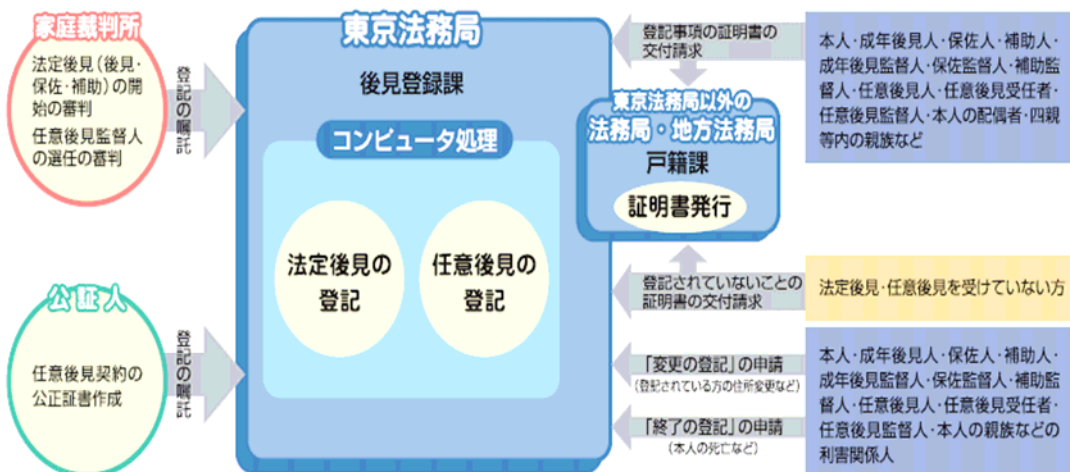
・ 将来の財産管理を，任せたいとき。

これまでの，禁治産者および準禁治産者の制度に変わり，判断能力の十分な方々（認知症の方，知的障害のある方，精神障害のある方など）を保護し支援する制度です。

財産管理，身上監護の事務を公正証書で委任したり，家庭裁判所で成年後見人を選任することができます。

- ・ 成年後見登記所 東京法務局民事行政部後見登録課
〒102-8225 東京都千代田区九段南1-1-15
TEL 03-5213-1234
(郵送の場合は，上記のあて先まで送付して下さい。)
- ・ 後見人が登録されていないことの証明（ないこと証明）
岐阜地方法務局戸籍課
〒500-8729 岐阜市金竜町5丁目13番地
TEL 058-245-3225(直通)

成年後見登記制度のイメージ



人権擁護

- ・ 私たちには、幸福な生活を送る権利があります。
- ・ 法務省をはじめとする人権擁護機関は、国民の基本的人権を擁護し、明るい平和な社会を築くために努力しています。

人権の擁護については、国民一人一人が他人の人権を尊重しながら、自らの人権を守っていくことが必要です。

このため、法務局では、法務大臣から委嘱された人権擁護委員と協力して、国民に広く人権尊重思想を知ってもらうための啓発活動を行うとともに、人権に関する様々な相談や、人権が侵された場合の調査・救済などの活動をしています。

・ 人権擁護委員

それぞれの地域のなかで、人権尊重思想について深い理解を持っている人を市町村長が推薦し、法務大臣が委嘱しており、全国の市町村に配置されています。

・ 人権相談・調査・被害者救済

法務局と人権擁護員は、人権に関する様々な相談に応じています。

お困りのときは、全国共通人権相談ダイヤルに電話をしていただくか、直接お越しく下さい。

※全国共通人権相談ダイヤル TEL 0570-003-110 (たぐイル)

・ 子どもと女性の人権問題については、専用電話を設けています

※子どもの人権110番 TEL 0120-007-110 (アグイル)

いじめ、不登校等子どもの人権問題についての相談

※女性の人権ホットライン TEL 0570-070-810 (たぐイル)

夫やパートナーからの暴力やストーカーなどの女性に関する人権問題についての相談

※相談は無料で、秘密は固く守られ、難しい手続はありません。

訟務

・国の代理人として、裁判に臨みます。

訟務（しょうむ）とは聞き慣れない言葉ですが、例えば、私人と国との財産関係の争いや行政処分に対する不服が訴訟に発展した場合、国の立場から、裁判所に対して、申立や主張・立証などの活動を行います。

つまり、国が当事者（被告・原告等）となるすべての訴訟を統一的・一元的に行う組織として、法務局に訟務部門があり、訟務担当職員は、国の代理人として法廷で訴訟活動を行うこととなります。

私人と国との法律上の紛争について、国側の代理人として訴訟活動を行うというと、一見、国民と相対する活動のように思われるかもしれませんが、国の財産や行政は、国民の皆さんの税金によって成り立っているものですから、私人と国との紛争を適正・迅速に解決することは、国民全体の利益を守ることにほかならないのです。

このほか、行政機関が抱える法律問題のうち将来争訟に発展するおそれのあるものについて、行政機関からの照会に応じて法律的理解を述べたり、助言をすることによって、法律問題の適切な解決に資するとともに、紛争を未然に防止する予防司法的役割を果す、「法律意見照会」も行っています。



債権譲渡登記

・ 法人が、金銭債権を確実に譲渡したいとき

法人が有する金銭債権の譲渡などについて、簡易に債権者以外の第三者に対する対抗要件（主張できる権利）を備えるための制度です。

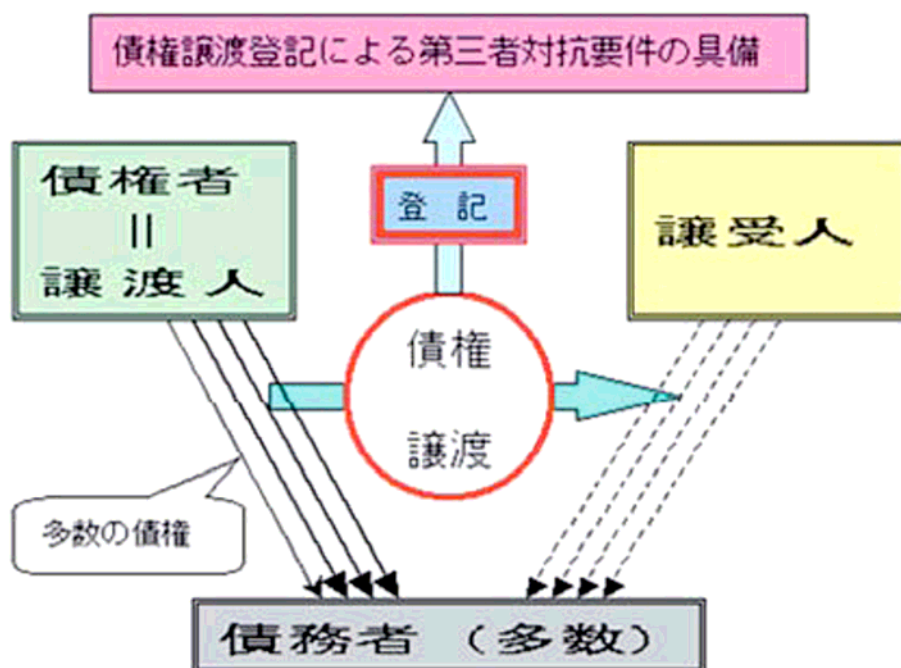
第三者に対する対抗要件を備えるためには、確定日付のある証書によって債務者に通知を行うか、債務者の承諾を得なければなりません。債権譲渡登記を登記所に行うことにより、第三者にその旨を対抗することができます。

・ 債権譲渡登記は、オンラインで申請できます。

・ 債権譲渡登記所 東京法務局民事行政部債権登録課

〒165-8780 東京都中野区野方1丁目34番1号

TEL 03-5318-7639



動産譲渡登記

- ・ 動産の譲渡を登記・公示することで第三者対抗要件が具備されます

動産譲渡登記制度は、近時、企業における金融実務において、企業が保有する在庫や機械設備等の動産を活用した資金調達の手法が注目を集める中で、法人がする動産の譲渡について、登記によって第三者対抗要件を備えることを可能とする制度として、平成17年10月から運用が開始されたものです。

動産譲渡登記がされると、当該動産について、民法第178条の引渡しがあったものとみなされ、第三者対抗要件が具備されます。

現在、東京法務局が、動産譲渡登記所として指定され、全国の動産譲渡登記に関する事務を取り扱っています。

- ・ 動産譲渡登記は、オンラインで申請できます。
- ・ 動産譲渡登記所 東京法務局民事行政部動産登録課
〒165-8780 東京都中野区野方1丁目34番1号
TEL 03-3389-3362

